最終更新日：2020年4月1日
第一精工株式会社
代表取締役社長 土山　隆治
問合せ先：経営企画室 075-611-7155
証券コード：6640
https://www.daiichi-seiko.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、グローバル企業として、経営環境のめまぐるしい変化に迅速に対応し、永続的な成長と発展に努め、企業価値を高め、当社のステークホルダーである株主、従業員、取引先、地域社会等の全てに対し、社会的責任を果たしていくため、健全で透明性のある経営管理体制の充実及び強化に努め、法令遵守経営の徹底に取り組んでおります。

尚、当社は2017年3月30日開催の第54期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。取締役会における議決権を有する監査等委員により、取締役会の監督機能を一層強化して経営の透明性を確保し、更に重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任することにより、迅速な意思決定を実現することで、企業価値向上の実現を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　議決権電子行使・招集通知の英訳】
当社では、外国法人等の比率が相対的に少ないと考えられることから、現在は議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳を実施しておりませんが、外国法人等の比率が2割を超えた時点でプラットフォームの導入や招集通知の英訳の実施を検討いたします。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、独立社外取締役の選任を、東京証券取引所が定める独立性判断基準に基づき行っております。今後は、当社の独立性判断基準を策定することを検討しております。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、現在、取締役8名で構成されており、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、ものづくり分野での豊富な実務経験と能力を備える人物のほか、豊富な経営経験と財務・会計に関する十分な知識を有する人物3名を社外取締役として選定していることから、多様性と客観性を十分に確保できる体制であると考えております。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性についての分析・評価】
当社では、取締役会の実効性の分析・評価のあり方について現在検討を進めております。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
経営戦略や経営計画の策定・公表に当たり、当社の資本コストを収益力・資本効率等に反映させた目標を提示し、その実現のためにどのように経営資源を配分するかを明らかにしていくことについて、現在検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
〈政策保有に関する方針〉
当社は、取引先との関係維持・強化の観点から総合的に勘案し、当社の持続的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として政策保有をしないことを方針としております。保有する株式については、中長期的な観点から保有意義についての検証を定期的に行い、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、縮減を図ります。
〈政策保有株式に係る議決権行使基準〉
当社は、議決権の行使にあたっては中長期的な観点に立ち、当社及び当該企業の企業価値向上に資するか否かで総合的に判断することとします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、取締役と取引を行う場合、及び取締役が競業取引を行う場合は、取締役会の決議を要することを取締役会規則に定めております。このほか、取締役の近親者と当社及び当社子会社間の取引の有無、並びに取締役及び取締役の近親者が過半数の議決権を保有する会社と当社及び当社子会社間の取引の有無について、各取締役に定期的に報告を求め、取引の妥当性について確認しております。また、主要株主を含む第三者と取引を開始する場合は、該当する社内規則に従って承認を得ることとしております。なお、関連当事者との取引については、法令に従って開示しております。

【原則2 -6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、規約型確定給付企業年金制度を導入しており、積立金の運用が従業員の資産形成と当社の財政に影響を与えることから、その運用をスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用機関に委託するとともに、運用機関に対するモニタリングを実施しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社ウェブサイト及び決算説明資料に掲載しております。　https://www.daiichi-seiko.co.jp/

⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
下記「2. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】＜報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容＞」に記載しております。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
下記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【補充原則4-11-1】に記載しております。

⑸ 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
すべての取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知の参考書類に記載しております。
また、経営陣幹部の選解任は、指名・報酬委員会の答申を受け取締役会で決議しております。

【補充原則4-1-1　取締役会の役割、経営陣への委任の範囲の明確化】
当社取締役会では、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会で決議する事項を次のとおり取締役会規則に定めております。
・会社の方針に関する事項　・株主総会に関する事項　・決算に関する事項　・役員に関する事項
・その他の経営上の重要な事項及び取締役会が必要と認めた事項
前記以外の業務執行の決定については、経営会議に委ねており、その範囲は経営会議規程に定めております。また、業務執行状況は、取締役会で報告しております。

【補充原則4-1-3　後継者計画】
代表取締役社長等の後継者計画について、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会において、定期的に協議を行っており、その答申を受け取締役会が決定することとしております。指名・報酬委員会は、社外取締役が委員の過半数を占め、委員長も社外取締役から選出しており、独立性を確保するとともに、客観的かつ実効性のある助言機能を備えております。

【補充原則4-3-2、4-3-3　代表取締役の選解任の手続き】
代表取締役社長の選解任については、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会における答申を受け取締役会が決定します。指名・報酬委員会は、社外取締役が委員の過半数を占め、委員長も社外取締役から選出しており、独立性を確保するとともに、客観的かつ実効性のある助言機能を備えております。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社では、取締役会の構成は、定款で定める員数以内で、ものづくりフィロソフィーの実践による社会貢献を実現するために必要な規模と、取締役会全体として高度な専門性と識見の多様性を確保することを考慮しております。
取締役候補者の選定においては、ものづくり分野またはものづくりをサポートする部門での豊富な実務経験と能力を備える人物であって、高い倫理観とグローバルな視点からものづくりを志向し、当社グループの持続的な発展に貢献することが期待できる人物を、社外取締役候補者の選定においては、豊富な経営経験または財務及び会計に関する高度な専門的識見を備え、取締役の職務執行を適切に監督、助言することが期待できる人物をそれぞれ選定することとしております。
以上に基づき、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会が検討を行い、取締役会に答申することとしております。

【補充原則4-11-2　取締役の他の上場会社の役員兼任状況】
当社では、取締役が他社役員を兼任する場合は、取締役会の決議を要することを取締役会規則で定めております。かかる決議においては、兼任先の数及び職務内容が当社の役員としての業務執行を妨げるものでないことを確認することとしております。なお、当社では、取締役の重要な兼職状況について株主総会招集通知において毎年開示しております。

【補充原則4-14-2　取締役に対するトレーニングの方針】
当社では、社内から取締役を登用する場合は、法令に基づく義務や責任についてオリエンテーションを行うとともに、必要に応じて外部機関による研修受講の機会を提供し受講費用を負担しております。社外から取締役を招へいする場合は、財務・組織に関する説明を行ったうえで、当社のものづくり（事業）への理解を深めていただくため、事業所、工場を視察し説明を受ける機会を提供しております。また、すべての役員に対して、その責務を果たすために必要な自己研鑽をその費用を会社が負担することで支援しております。このほか、年一回専門家による会社法制等に関する研修の機会を提供しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、株主・投資家等（以下「株主等」）との建設的な対話を促進するため、以下の方針に基づき対応します。
⑴ 代表取締役社長をIRに関する最高責任者とし、その任命を受けた情報開示担当役員（財務統括部長）が株主等との対話について統括し、建設的な対話の実現に努めます。
⑵ IR担当部門である経営企画室の他、財務統括部を配置し、情報開示担当役員（財務統括部長）の指揮の下、円滑かつ合理的に対話を進めるための連携を図り、適時・適切な情報開示に努めます。
⑶ 株主総会及び個別面談以外に、決算説明会、株主総会後の事業説明会並びに施設見学会等を行い、株主等との対話の手段の充実を図ります。
⑷ 対話において把握された株主等からの重要な意見・要望は、情報開示担当役員（財務統括部長）を通じて都度取締役会または経営陣に報告し、情報を共有します。
⑸ 対話に当っては、インサイダー取引関連法令・規則に則り、インサイダー情報の管理を適切に行います。また、各四半期決算の発表日から遡る4週間を「IR自粛期間」とし、この期間中、当社の役職員は、決算内容や業績予測についてコメントすることや質問に答えることを控えます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ディー・エム・シー	6,821,400	36.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,939,700	10.36

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,211,200	6.46
第一精工従業員持株会	606,780	3.24
小西英樹	498,800	2.66
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE（常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	416,350	2.22
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｂ口）	302,600	1.61
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金特金口）	176,600	0.94
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	165,200	0.88
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	157,500	0.84

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況のうち、小西英樹氏（当社前代表取締役社長）は2019年６月27日に逝去いたしましたが、名義変更手続きが未了のため、2019年12月31日現在の株主名簿上の名義に基づき記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋口　純一	他の会社の出身者											
庭野　修次	他の会社の出身者											
中田　均	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋口　純一	○	○	―――	橋口 純一氏は、経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づく高い見識と幅広い知見を有しており、社外取締役として、その見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。 また、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図るための資質と能力を備え、東京証券取引所が規定する独立性の判断基準にも該当しておらず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

庭野　修次	○	○	―――	庭野 修次氏は、過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、社外取締役として、その見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。 また、コーポレート･ガバナンス機能の充実を図るための資質と能力を備え、東京証券取引所が規定する独立性の判断基準にも該当しておらず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
中田　均	○	○	中田 均氏は、1994年1月から2005年6月まで当社顧問税理士を務めておりましたが、現在は顧問契約を解消しており、当社との間において特別な利害関係はなく、独立性に影響を与えるおそれはありません。	同氏は、税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外取締役として、その見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。 また、コーポレート･ガバナンス機能の充実を図るための資質と能力を備え、東京証券取引所が規定する独立性の判断基準にも該当しておらず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務の補助を担当する使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は、監査の年度方針、計画ならびに監査状況等について適宜打合せを実施して報告、情報･意見交換を行うことで相互の連携強化を図っており、また会計監査の指摘事項を次年度の監査計画に反映するなど効率的、効果的な監査に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスについて客観性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2019年3月27日付で取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会では、取締役等の選解任及び報酬に関し、諮問を受けて検討を行い、取締役会へ答申を行うこととしております。同委員会の委員は、社内取締役と社外取締役で構成し、総数3名以上かつ過半数は社外取締役と定めております。同委員会の委員長は社外取締役橋口純一氏です。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度の導入
当社は、業務執行取締役の報酬は当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上及び株主各位との一層の価値共有に資するものであることから、業績連動賞与、中期業績連動型株式報酬を導入しております。

＜業績連動賞与＞
短期インセンティブとして年度業績との連動をより明確にする報酬制度です。
当業績連動賞与は月額報酬と合わせて年額350百万円以内（2017年3月30日開催の第54期定時株主総会において承認された取締役報酬額。監査等委員である取締役を除く。）の枠内で、取締役会においてあらかじめ設定した単年度の連結売上高と親会社株主に帰属する当期純利益等の数値目標の達成率に応じて賞与原資額を算定し支給します。

＜中期業績連動型株式報酬＞
① 概要
中期的な業績目標の達成意欲を一層高めるとともに、株主各位との間でメリットとリスクの共有を促進するための報酬制度です。
上記の報酬枠とは別枠で、中期経営計画の対象期間（3事業年度。当初の対象期間は2019年12月31日に終了する事業年度から2021年12月31日に終了する事業年度まで。）中の連結営業利益、連結ROE等の数値目標の達成率に応じて、当社普通株式及び納税目的の金銭を交付、支給します。

② 具体的な仕組み
a. 各対象期間開始後3か月以内に行われる取締役会において、使用する数値目標（連結営業利益、連結ROE等）、業績連動係数、交付する当社普通株式の数及び金銭の額の算出にあたって必要となる指標等を決定します。

b. 対象期間終了後、当該対象期間における業績等の数値目標の達成率に応じ、各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び金銭の額を決定します。

c. 上記b で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じて、各対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で支給することにより、当該数の当社普通株式の交付を受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、その株式発行又は自己株式の処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

d. 上記c の当社普通株式の交付に伴って、各対象取締役に納税費用が発生するため、各対象取締役に対し、納税資金確保のため、上記c の金銭報酬債権に加えて、上記b で決定された金銭を支給します。

③ 取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法
以下のa、b の計算式に基づいて、各取締役に交付する当社普通株式の数、金銭の額を算定します。

a. 各取締役に交付する当社普通株式の数
基準ユニット数（※1）×交付割合(※2)×50%

b. 各取締役に支給する金銭の額
基準ユニット数（※1）×交付割合(※2)×50%×交付時株価（※3）

※1 当該取締役の職位を考慮して、取締役会において決定します。
※2 連結営業利益、連結ROE等による対象期間の数値目標達成率に応じて、取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されます。
※3 各対象期間終了後における、本制度2に基づく当社普通株式の交付に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値）

なお、対象取締役全員に対する上記②c の金銭報酬債権及び上記②d の金銭の額の総額は、各対象期間である3事業年度総額で、当社普通株式70,400株に交付時時価を乗じた額を上限とします。また、対象取締役全員に対し上記②c に基づき交付する当社普通株式の総数は、各対象期

間において35,200株　を上限とします。ただし、当社普通株式が株式分割、株式併合、株式無償割当等によって増減した場合、対象取締役全員に支給する金銭報酬債権と金銭の額の総額及び対象取締役全員に交付する当社普通株式の総数は、その比率に応じて調整します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告にて全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

＜報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容＞
①　業務執行取締役
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬限度額(年額350百万円)の範囲内において決定しており、第57期(2019年1月1日～2019年12月31日)の報酬は225百万円(役員退職慰労金制度※に基づく引当金繰入額を含む)です。なお、業務執行取締役の報酬は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上及び株主各位との一層の価値共有に資するものであることから、第56期定時株主総会の決議により業績連動報酬制度を導入しましたので、今後は、月額報酬、業績連動賞与、中期業績連動型株式報酬から構成されます。業績連動賞与と中長期業績連動型株式報酬の詳細につきましては、上記[インセンティブ関係]をご参照下さい。
※役員退職慰労金制度は2019年3月27日付で廃止

②　監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬については、その役割と職務内容を勘案し、固定の月額報酬のみとしており、年額45百万円以内(2017年3月30日開催の第54期定時株主総会において承認された監査等委員である取締役の報酬額。)において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。第57期(2019年1月1日～2019年12月31 日)の報酬は21百万円です。

なお、取締役の報酬等の決定について客観性・透明性を高めるため、「指名・報酬委員会」を設置し、取締役会の諮問を受けて検討を行い、取締役会に答申を行うこととしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の業務を補佐する専属のセクションは設置しておりませんが、経営企画室をはじめ全部門が適宜協力する体制としております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〈企業統治の体制の概要〉
当社の企業統治の体制は、主に取締役会、監査等委員会、内部監査室、会計監査人で構成されております。
当社の取締役会は、取締役8名(うち、監査等委員である取締役が3名)で構成され、3名(うち、監査等委員である取締役が3名)を社外から選任しております。原則として毎月1回開催され、代表取締役社長をはじめ、各取締役の業務執行を監督すると共に重要事項の意思決定をしております。
また、取締役会とは別に、取締役、監査等委員会、執行役員、事業本部長及び事業部長等で構成される経営会議が原則として毎月1回開催され、各事業本部(事業部)で開催した予算実績会議の内容、月次業績報告及び業務執行状況が付議されております。
監査等委員会につきましては、監査等委員3名で構成されており、全員が独立社外取締役であります。うち1名は税理士資格を有しており、専門知識や高い見識経験をもって監査を実施しております。監査等委員は取締役会及びその他重要な会議に出席し経営全般の監督・監査等を随時行っております。
さらに会計監査人は、有限責任監査法人トーマツが会社法第436条第2項第1号及び第444条第4項並びに金融商品取引法第193条の2第1項及び同条第2項の規定に基づく監査を行っております。

〈責任限定契約の内容の概要〉
当社は、社外取締役として適切な人材を招聘することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役3名それぞれと当社の間で当該責任を限定する契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のように経営の最高意思決定機関である取締役会に監査等委員である社外取締役3名が出席しており、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されているものと考えております。また、監査等委員会は、社内においては内部監査室と連携を図り、外部においては会計監査人

との連携を図っており、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査は適正に保たれていると考えていることから、現在の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の定めよりも早期に発送しております。 また、招集通知の発送に先駆け、東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて早期掲載しております。
その他	東京証券取引所及び当社のホームページ内で株主総会招集通知の閲覧が可能であります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社の経営方針、事業戦略、業績結果や財務状況等の企業情報を、「正確に」「分かりやすく」、かつ「適時」「公平」にお伝えすることを基本姿勢とするIRポリシーを当社のホームページに掲載しております。 https://www.daiichi-seiko.co.jp/japanese/ir/policy.html	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ（https://www.daiichi-seiko.co.jp）内のIR情報サイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	代表取締役社長をIRに関する最高責任者とし、情報開示責任者及び担当者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のステークホルダーである株主、従業員、取引先、地域社会等からの信頼を獲得するため、当社グループの行動規範として、「第一精工グループ企業行動憲章」、「コンプライアンス宣言」及び「安全憲章」を制定すると共に、自らの行動を監視し、矯正するためのシステム作りの一環として、関連諸規程を整備しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	未来の子供達が安心して暮らせる地球環境づくりに貢献することが、企業使命のひとつとして捉え、ISO14001規格の認証取得をはじめ、環境マネジメントシステムに関わる外部認証の取得を推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況〕

当社の主な内部統制システム及びリスク管理体制に関する整備の状況は、以下のとおりであります。

1．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制の基礎として「第一精工グループ役職員行動規範」を策定し、役職員への浸透を図る。
・取締役から統括責任者を選任し、取締役その他必要な人員で構成する「内部統制・コンプライアンス推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）と委員長直属の事務局を設置する。
・推進委員会には、各部門に対する指導権限を与える。
・各部門にコンプライアンス実務担当者を配置する。
・取締役、推進委員会が法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告しなければならない。
・業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。
・内部の相談、通報窓口としてヘルプラインを設置し、社内におけるコンプライアンスに関する重要な事項がある場合は監査等委員会に報告する。
また、その際の通報者には不利な取扱いをしない。

2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理体制の基礎として、「危機管理社内マニュアル」を策定し、各部門に浸透を図る。
・リスク管理全体を総務統括部が統括し、当社の業務執行にとってのリスクを認識した上で、その監視及び対応を行う。
・大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、社長を対策本部長とし必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置し、危機対応の措置をとる。
・新たに生じたリスクへの対応のために必要がある場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月1回開催する。また、必要に応じて適宜開催するものとする。
・取締役会では、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行うものとする。
・取締役会とは別に経営会議を開催し、事業運営についての様々なテーマについて、議論を行う場を確保する。

4．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存、管理することとし、必要に応じ閲覧可能な状態を維持することとする。
・取締役の職務の執行に係る情報、文書等は法令によって決められたものの他、会社にて重要と認められるものを選定する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、グループ会社をグループ会社管理規程に基づき管理を行う。
・各事業部に配置するコンプライアンス実務担当者は、事業部に属するグループ会社を含め担当する。
・推進委員会は、グループ会社全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。
・内部監査室による監査は、グループ会社も対象とし、定期的に実施する。
・実務担当者、取締役、推進委員会及び内部監査室がグループ会社において法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告しなければならない。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき者が必要な場合は、監査等委員会スタッフを置くことができる。
・監査等委員会の職務の補助を担当する使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

7．監査等委員会への報告体制とその他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制について

・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告をしなければならない。
・監査等委員会は、いつでも必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。その場合は、当該取締役及び使用人は、速やかに報告をしなければならない。
・監査等委員会は、経営会議や推進委員会会議等に出席することができる他、稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧することができる。
・監査等委員会は、内部監査室の実施する監査計画の確認や修正を求めることができる。また、内部監査の結果は適宜報告を受け、必要があると認められるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
・監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

8．上記7の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9．監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方
当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力、組織及び団体に対しては、「第一精工グループ企業行動憲章」並びに「第一精工グループ役職員行動規範」に基づき毅然とした対応を行い、一切の関係を排除することを基本方針としております。

2．整備状況
総務統括部を対応部署として、企業防衛対策協議会に参画し、関連情報を収集するとともに、警察・顧問弁護士とも連携を図るなど、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進しております。
また、「第一精工グループ役職員行動規範」には、反社会的勢力との関与の禁止を明記しており、新規取引先との取引開始前には、過去の事件の有無等を調査しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

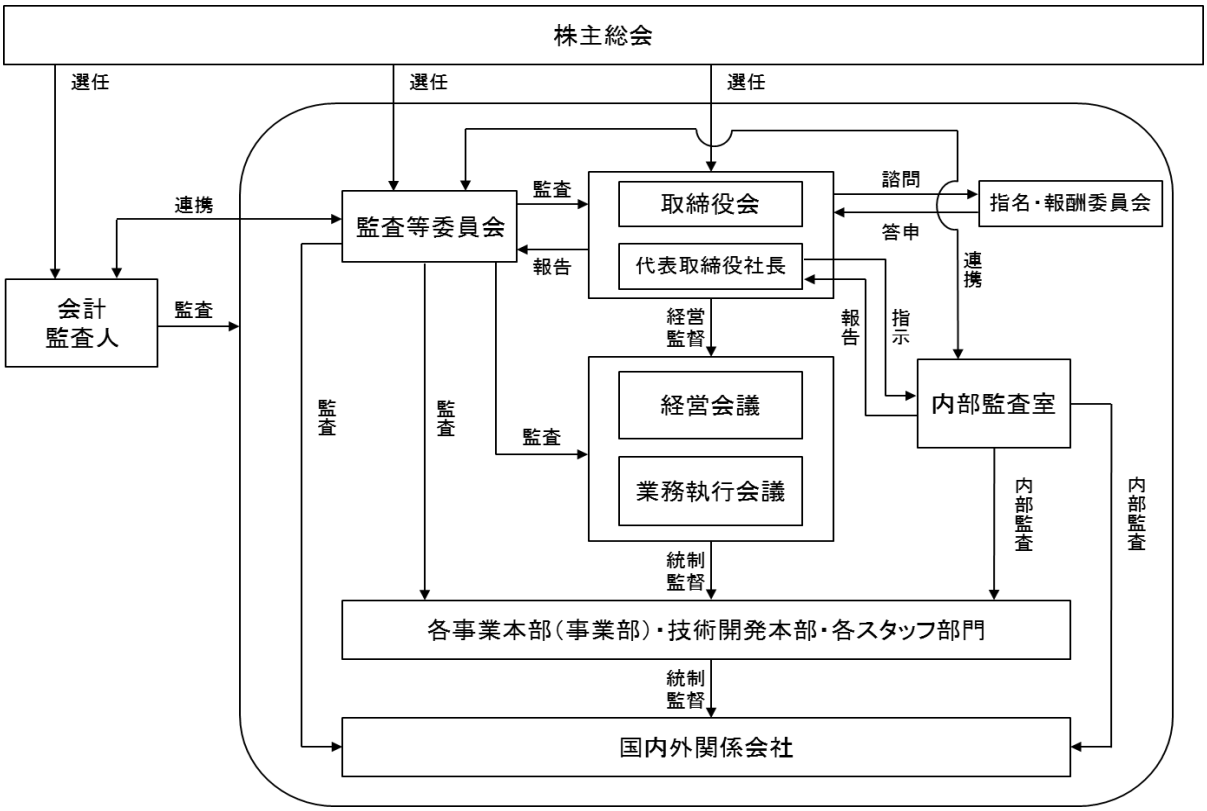
該当項目に関する補足説明

―――

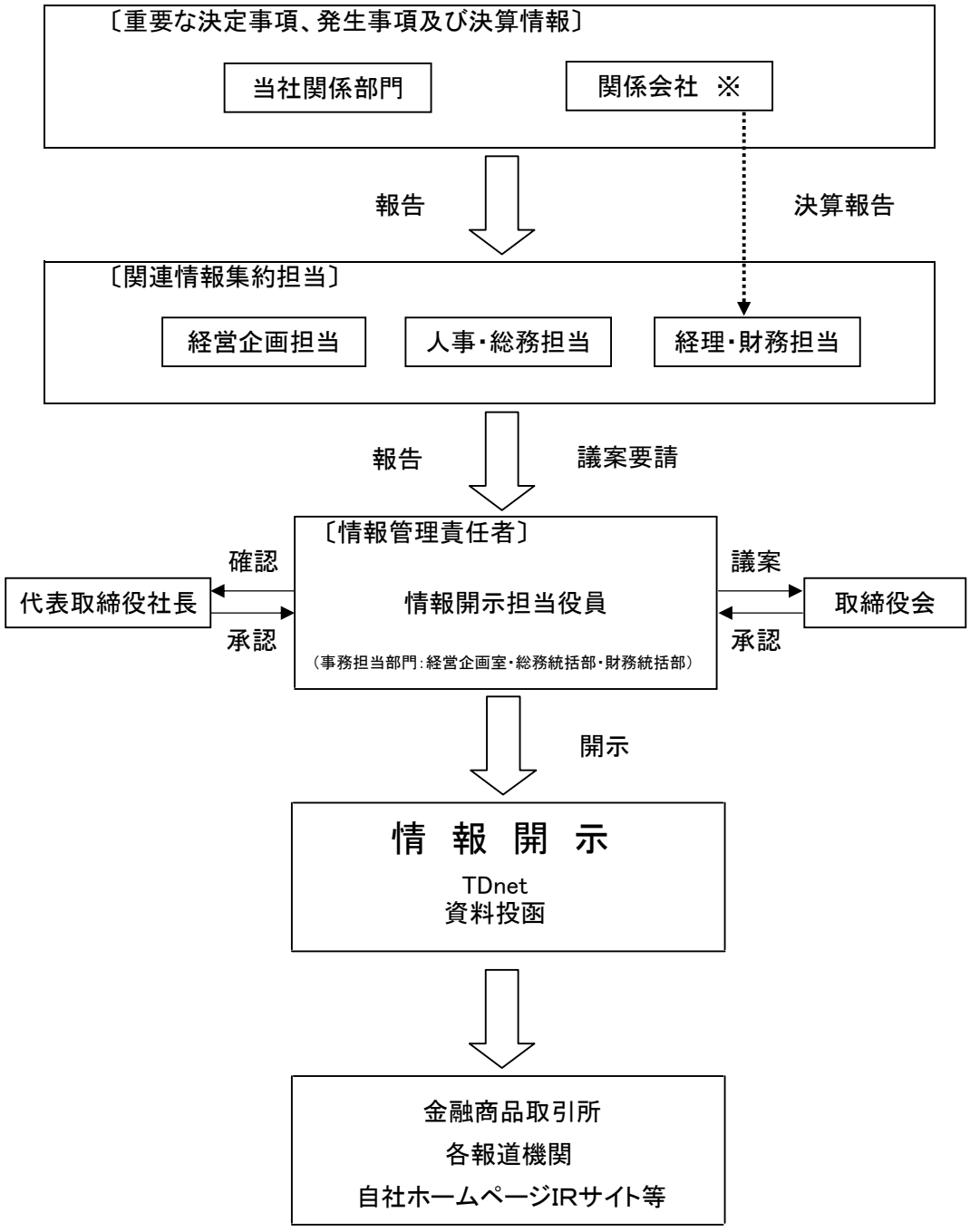
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料：模式図】


株主総会
選任
選任
選任
連携
監査等委員会
監査
取締役会
諮問
指名・報酬委員会
答申
報告
代表取締役社長
連携
会計
監査人
監査
経営
監督
報告
指示
内部監査室
監査
監査
監査
経営会議
業務執行会議
内部監査
内部監査
統制
監督
各事業本部（事業部）・技術開発本部・各スタッフ部門
統制
監督
国内外関係会社

【参考資料 ： 適時開示体制の概要】



※ 海外の緊急情報は直接情報開示担当役員に報告